第二百八十八条及び第二百八十九条を次のように改める。

（国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第二百八十八条　第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百八十九条　削除

第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十（第一項、第三項から第五項まで及び第八項」を「第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項」に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に、「第六十六条の七（第三項、第六項及び第十項から第十三項まで」を「第六十六条の七（第三項、第七項及び第十一項から第十四項まで」に改め、同号ロ中「第四十二条の十（第一項、第三項から第五項まで及び第八項」を「第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項」に、「第四十二条の十二の六」を「第四十二条の十二の五の二」に改め、同項第四号の三イ及びロ中「第六十八条の十五の七」を「第六十八条の十五の六の二」に改め、同項第十一号中「次に掲げる者」の下に「でひとり親に該当しないもの」を加え、同号イを次のように改める。

イ　夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1)　扶養親族を有すること。

(2)　前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

(3)　その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

第二百九十二条第一項第十一号ロ中「イに掲げる者のほか、」を削り、「前年の合計所得金額が五百万円以下である」を「イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たす」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二　ひとり親　現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ　その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ　前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ　その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがいないこと。

第二百九十二条第一項第十二号の二を削る。

第二百九十五条第一項第二号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第三百十四条の二第一項第五号イ中「第八項第一号イ」を「第七項第一号イ」に、「第八項に」を「第七項に」に改め、同号ロ中「第八項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第六号中「第四項及び第九項」を「第三項及び第八項」に改め、同項第八号中「又は寡夫」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の二　ひとり親である所得割の納税義務者　三十万円

第三百十四条の二第一項第十一号中「第九項」を「第八項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、「及び第三項」を削り、「寡婦（寡夫）控除額と、第一項第九号」を「寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「、第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、「第三項の規定に該当する寡婦若しくはその他の」を削り、「寡夫」を「ひとり親」に、「第四項の」を「第三項の」に、「、第五項」を「、第四項」に改め、同項ただし書中「親族（扶養親族を除く。）」を「子」に、「その親族」を「当該子」に、「第二百九十二条第一項第十一号イ又は第十二号」を「第二百九十二条第一項第十二号イ」に、「親族に」を「子に」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第三百十四条の六第一号イの表(3)の項中「寡夫」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。）」を削り、同表(4)の項中「第二百九十二条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で政令で定めるもの」に改める。

第三百十七条の二第一項ただし書中「第三百十四条の二第五項」を「第三百十四条の二第四項」に改め、同項第五号中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第三百十七条の三の二の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第三百十七条の三の三の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第三百二十一条の八第二十四項中「第六十六条の七第四項及び第十項」を「第六十六条の七第五項及び第十一項」に、「の同法第六十六条の七第四項」を「の同法第六十六条の七第五項」に、「第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項」を「第六十六条の七第五項に規定する法人税の額及び同条第十一項」に改める。

第三百三十四条から第三百四十条までを次のように改める。

（国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第三百三十四条　第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等）

第三百三十五条　市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合には、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

第三百三十六条から第三百四十条まで　削除

第三百四十三条第二項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第三百四十三条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第三百四十八条第二項第三十五号中「第三百四十九条の三第十九項」を「第三百四十九条の三第十八項」に改め、同項第三十六号中「第三百四十九条の三第二十二項」を「第三百四十九条の三第二十一項」に改め、同条第四項中「第三百四十九条の三第二十三項」を「第三百四十九条の三第二十二項」に改める。